

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会  
原子力分野の研究開発に関する委員会  
核融合研究作業部会運営規則（案）

（平成 19 年 3 月 22 日 科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会  
原子力分野の研究開発に関する委員会 核融合研究作業部会決定）

（趣旨）

第 1 条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力分野の研究開発の評価に関する委員会核融合研究作業部会（以下「作業部会」という。）の議事の手続その他の作業部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 279 号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成 ~~1913~~年 2 月 ~~146~~日科学技術・学術審議会改正決定）、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則（平成 ~~1913~~年 2 月 ~~627~~日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会改正決定）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力分野の研究開発に関する委員会運営規則（平成 ~~1915~~年 ~~27~~月 ~~154~~日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力分野の研究開発に関する委員会改正決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（タスクフォース）

第 2 条 作業部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、タスクフォースを置くことができる。

- 2 タスクフォースに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、作業部会の主査が指名する。
- 3 タスクフォースにタスクフォースの座長を置き、当該タスクフォースに属する委員等のうちから作業部会の主査の指名する者が、これに当たる。
- 4 タスクフォースの座長は、当該タスクフォースの事務を掌理する。
- 5 タスクフォースの会議は、タスクフォースの座長が招集する。
- 6 タスクフォースの座長は、タスクフォースの会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 タスクフォースの座長に事故があるときは、当該タスクフォースに属する委員等のうちからタスクフォースの座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 タスクフォースの座長は、タスクフォースにおける調査の経過及び結

果を作業部会に報告するものとする。

(議事)

第3条 作業部会及びタスクフォース（以下「作業部会等」という。）は、当該作業部会等に属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第4条 作業部会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 作業部会等の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、作業部会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録)

第5条 作業部会の主査及びタスクフォースの座長（以下、「主査等」という。）は、作業部会等の会議の議事録概要を作成し、所属の委員等に諮った上で、これを公表公開するものとする。

- 2 作業部会等の会議が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、作業部会等の主査等が作業部会等所属の委員等に諮った上で当該部分の議事録概要を非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、作業部会等の議事の手続その他作業部会等の運営に関し必要な事項は、作業部会等の主査等が当該作業部会等に諮って定める。